

平成30年第10回南島原市教育委員会定例会

日時 平成30年10月29日（月） 午後1時30分
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第40号 南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第41号 南島原市就学援助事務取扱要綱の制定について

議案第42号 南島原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成30年9月の諸会議並びに諸行事

- 19日(水) 10:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)
13:30 学校訪問(有家中学校)
16:00 国体選手、障害者大会選手壮行会(西有家庁舎)
16:40 心のふるさと交流事業市長報告会(西有家庁舎)
- 20日(木) 9:00 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会(南有馬庁舎)
10:00 議会開会(有家庁舎)
- 21日(金) 13:30 学校訪問(有家小学校)
- 23日(日) 17:30 島原高校剣道部祝賀会(島原市)
- 25日(火) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)
- 26日(水) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)
13:30 平成30年度地区別教育長・校長合同研修会(大村市)
- 27日(木) 10:00 議会一般質問・議案質疑・委員会付託(有家庁舎)

○平成30年10月の諸会議並びに諸行事

- 1日(月) 8:50 南島原市立小学校秋季運動会(市内各小学校)
10:00 議会文教・厚生委員会(有家庁舎)
- 2日(火) 10:45 平成30年度第5回校長会研修会(コレジヨホール)
- 3日(水) 9:30 南島原市中学校総合体育大会駅伝競走(諫早市)
14:00 平成30年度第2回社会教育委員兼公民館運営審議会会議(南有馬庁舎)
18:30 大韓民国国慶日レセプション(福岡市)
- 5日(金) 13:00 世界遺産登録推進県民会議(長崎市)
- 7日(日) 9:00 第13回加津佐町民体育祭(加津佐グラウンド)
- 9日(火) 13:00 平成30年度第6回教頭会研修会(コレジヨホール)

- 10日(水) 終日 九州都市教育長協議会定期総会並びに研究大会(～10/12)(大分県別府市)
- 14日(日) 9:00 第10回北有馬町民運動会(ふれあい交流広場グラウンド)
- 15日(月) 14:00 県知事、県議会議長への要望(長崎市)
- 16日(火) 10:00 部局長会議(西有家庁舎)
14:25 世界遺産登録記念講演会(口加高校)
- 17日(水) 10:00 議会閉会(有家庁舎)
- 18日(木) 終日 平成遣欧少年使節海外派遣事業(～26日)(イタリア)
- 19日(金) 16:30 島原地区退職・現職校長会教育懇談会(島原市)
- 20日(土) 9:00 第8回南島原市長杯ゲートボール大会(西有家町新港近隣公園内ゲートボール場)
- 21日(日) 12:00 小川雅山氏毎日書道展審査会員昇格祝賀会(マーキーズ)
- 22日(月) 13:30 学校訪問(北有馬中学校)
- 23日(火) 9:20 校長面談(～24日)(南有馬庁舎)
- 25日(木) 13:00 平成30年度「ふるさとの未来を担う高校生育成事業」中間報告会(島原翔南高校)
16:30 加津佐中学校卓球部全国大会出場報告(西有家庁舎)
- 26日(金) 18:00 県教育委員会との懇話会(長崎市)
- 27日(土) 15:20 平成30年度島原高校同窓会及び懇親会(島原市)
- 28日(日) 12:00 有家町文化祭開会式(コレジヨホール)

議案第40号

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

提案理由

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。

平成30年10月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年南島原市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「免除された者」の次に「並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者」を加え、同表備考第3項中「いう」を「いい、市町村民税所得割合算額を算定する場合には、次の各号により算定するものとする」に改め、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。
- (2) 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、

同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成30年9月分以後の保育料について適用する。

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>2 この表において、「市町村民税の所得割を課されない者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「<u>夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの</u>」とあるのを「<u>婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの</u>」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「<u>妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの</u>」とあるのを「<u>婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの</u>」と読み替えた場合に同法第</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>2 この表において、「市町村民税の所得割を課されない者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の割賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいい、「養育里親等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。</p>

295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の割賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいい、「養育里親等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。

3 この表において、「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいい、市町村民税所得割合算額を算定する場合には、次の各号により算定するものとする。

(1) 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。

3 この表において、「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。

(2) 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

○南島原市立幼稚園保育料等徴収条例

平成18年3月31日条例第72号

改正

平成22年12月20日条例第36号

平成27年10月9日条例第21号

平成28年10月7日条例第43号

平成29年6月30日条例第19号

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）に基づき設置する南島原市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の保育料及び一時預かり保育料の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(保育料等)

第3条 幼稚園においては、別表第1に定める保育料及び別表第2に定める一時預かり保育料（以下「保育料等」という。）を徴収する。

(保育料等の納付方法)

第4条 保育料は、幼児の入園の月から保育の終了又は退園の月まで毎月納付しなければならない。ただし、各年の8月に納付すべき保育料については、翌月に納付することができる。

2 一時預かり保育料は、利用した日数に応じて、利用した翌月に納付しなければならない。

3 既に納付された保育料等は還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(月の中途において入退園した場合の保育料)

第5条 月の中途において、入園し、又は退園した場合におけるその月の保育料は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(保育料等の減免)

第6条 市長は、特別の事情により保育料等の納付が困難であると認められる者に対しては、保育料等を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の幼稚園授業料等徴収条例（昭和44年西有家町条例第3号）、幼稚園保育料等徴収条例（昭和53年北有馬町条例第15号）、幼稚園保育料等徴収条例（昭和48年口之津町条例第24号）又は幼稚園保育料等徴収条例（昭和41年加津佐町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成22年12月20日条例第36号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月9日条例第21号)
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度分の保育料に限り、改正後の別表第1の規定の適用については、同表中「14,100」とあるのは「10,100」と、「19,500」とあるのは「15,500」と、「23,100」とあるのは「19,100」とする。

附 則 (平成28年10月7日条例第43号)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成28年4月分以後の保育料について適用する。

附 則 (平成29年6月30日条例第19号)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成29年4月分以後の保育料について適用する。

別表第1 (第3条関係)

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども (以下「教育認定子ども」という。) の保育料額表

(単位：円)

特定教育・保育のあった月の支給認定保護者の階層区分		保育料額 (月額)
階層区分	定義	
第1階層	被保護者である支給認定保護者	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税の所得割を課されない者又は養育里親等である支給認定保護者	3,000
第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割合算額が次の区分に該当する支給認定保護	77,101円未満
第4階層		77,101円以上 211,201円未満
第5階層		211,201円以上
		14,100
		19,500
		23,100

	者		
--	---	--	--

備考

- 1 この表において、「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。
- 2 この表において、「市町村民税の所得割を課されない者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の割賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいい、「養育里親等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。
- 3 この表において、「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいい、市町村民税所得割合算額を算定する場合には、次の各号により算定するものとする。
 - （1）支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。
 - （2）支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と

死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）その他子ども・子育て支援法施行規則第22条に定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者の階層が第2階層と認定された場合には、この表の規定にかかわらず当該階層の保育料額を無料とし、当該支給認定保護者の階層が第3階層と認定された場合には、3,000円とする。

5 同一世帯に2人以上保育料額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）をいう。以下同じ。）がいる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。）である教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての保育料額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。）である支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子ども

もがいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども
 ウ 保育料額算定基準子ども（最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

6 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者（市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合に限る。）に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額（子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第4号及び第2項第7号、第6条第1項第4号、第7条第1項第4号、第9条第1項第7号、第11条第1項第4号、第12条第1項第7号並びに第13条第1項第4号及び第2項第7号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0）

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 保育料額算定基準子ども（最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「0」とする。

8 この表における保育料額欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

別表第2（第3条関係）

教育認定子どもの一時預かり保育料額表

（単位：円）

一時預かり保育料（土曜日・長期休業中）	（日額）
	100

議案第41号

南島原市就学援助事務取扱要綱の制定について

提案理由

事務処理の見直しに伴い、南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助事務取扱要綱を全部改正し、南島原市就学援助事務取扱要綱として制定するもの。

平成30年10月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市就学援助事務取扱要綱

南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒（法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒で南島原市立小中学校に在学し、南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）又は就学予定者（南島原市立小中学校の就学予定者で南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

（就学援助の対象者）

第2条 就学援助の支給対象となる者は、児童生徒又は就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する者（以下「準要保護者」という。）
 - ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (イ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
 - (ウ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免
 - (エ) 長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）第23条の2の規定に基づく個人の事業税の減免
 - (オ) 南島原市税条例（平成18年南島原市条例第43号）第24条の規定に基づく市民税の非課税又は同条例第51条の規定に基づく市民税の減免
 - (カ) 南島原市税条例第71条の規定に基づく固定資産税の減免
 - (キ) 南島原市国民健康保険税条例（平成18年南島原市条例第44号）第25条の規定に基づく国民健康保険税の減免
 - (ク) 生活福祉資金による貸付け
 - イ ア以外の者で次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者
 - (ア) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - (イ) その他生活状態が悪いと認められる者

（就学援助の費目）

第3条 就学援助は、次の各号に掲げる費目を対象とする。

- (1) 新入学児童生徒学用品費
- (2) 学用品費
- (3) 通学用品費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費

(6) 学校給食費

(7) 医療費（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病）

(8) 通学費

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている保護者に対しては、当該教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

（就学援助の申請）

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める申請書に必要な書類を添えて、児童生徒が在学する学校又は就学予定者が入学する予定の学校の校長（以下「校長」という。）を経由して、教育委員会へ提出しなければならない。

（就学援助の認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、就学援助認定の可否を決定し、その結果を校長及び保護者に通知するものとする。

2 前項の場合において、教育委員会は、必要に応じ、校長、民生委員及び福祉事務所の長の意見を求めることができる。

（支給方法及び時期）

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）に第3条に規定する就学援助の費用（以下「就学援助費」という。）を支給する。

2 就学援助費は、原則として口座振込により、教育委員会が直接保護者に対して支給する。ただし、学校給食費は校長に、医療費は医療機関に対して支払う。

3 就学援助費の支給時期については、教育長が別に定める。

（申請内容の変更）

第7条 受給者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請内容に変更があったときは、速やかに校長を経由して教育委員会に報告しなければならない。

（年度途中の認定及び支給額）

第8条 教育委員会は、転学、災害等により、年度の途中において就学援助費の支給を受けようとする保護者については、第4条及び第5条の規定に準じて、その都度速やかに認定し、就学援助費を支給しなければならない。

2 就学援助費は、申請のあった日の属する月（以下この項において「申請月」という。）の翌月から支給する。ただし、申請のあった日が申請月の初日である場合は、その月から支給する。

（認定の取消し）

第9条 教育委員会は、要保護者及び準要保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、校長及び保護者に通知するものとする。

(1) 要保護及び準要保護児童生徒が転出又は死亡したとき。

(2) 就学予定者が南島原市立小中学校に入学しなかったとき。

(3) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

2 認定を取り消した場合の就学援助費の支給は、当該事由が発生した日の属する月の末日までとする。ただし、当該事由が発生した日が月の初日の場合は、前月の末日までとする。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則
この告示は、平成30年11月1日から施行する。

議案第42号

南島原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示
について

提案理由

南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱の全部改正
に伴い、所要の改正をするもの。

平成30年10月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示

南島原市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成23年南島原市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第3号）」を「南島原市就学援助事務取扱要綱（平成30年南島原市教育委員会告示第 号）」に改める。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

南島原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 就学奨励費の支給対象者は、南島原市内に住所を有し、南島原市立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助又は<u>南島原市就学援助事務取扱要綱（平成30年南島原市教育委員会告示第 号）</u>の規定による就学援助費の支給を受けていないものとする。</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 就学奨励費の支給対象者は、南島原市内に住所を有し、南島原市立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助又は<u>南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第3号）</u>の規定による就学援助費の支給を受けていないものとする。</p>

○南島原市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成23年3月28日教育委員会告示第6号

南島原市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、南島原市立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者の経済的な負担軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資するため、就学奨励費を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象者は、南島原市内に住所を有し、南島原市立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助又は南島原市就学援助事務取扱要綱（平成30年南島原市教育委員会告示第 号）の規定による就学援助費の支給を受けていないものとする。

(支給対象費目)

第3条 就学奨励費は、次に掲げる費目を対象とする。

- (1) 学用品費等
 - ア 学用品費
 - イ 通学用品費
 - ウ 校外活動費（泊を伴わないもの）
- (2) 校外活動費（泊を伴うもの）
- (3) 修学旅行費
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 学校給食費
- (6) 通学費
- (7) 交通費
 - ア 職場実習交通費
 - イ 交流学习交通費

(支給区分)

第4条 就学奨励費の支給区分は、次のとおりとする。

- (1) 収入額が必要額の2.5倍未満の保護者 前条第1号から第7号までに掲げる経費
 - (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の保護者 前条第6号及び第7号に掲げる経費
- 2 前項の「収入額」とは、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入額をいい、同項の「必要額」とは、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の必要額をいう。

(支給額)

第5条 就学奨励費の支給額は、毎年度国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価（配分限度額）に準ずるものとする。

(支給方法及び時期)

第6条 就学奨励費は、次に定める時期に原則として口座振込により、教育委員会が直接保護者に対して支給する。

- (1) 学用品費等及び学校給食費は、学期中の月数分を学期末まで
- (2) その他の費目は、その都度

(報告)

第7条 支給対象者が保護する児童又は生徒が年度の途中で転学又は死亡等により支給を必要としなくなったときは、学校長は、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。